

令和6年度

予 算 書

有 田 市

目 次

1. 一 般 会 計 予 算	1
2. 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	9
3. 初 島 財 産 区 特 別 会 計 予 算	13
4. 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	15
5. 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	19
6. 上 水 道 事 業 会 計 予 算	21
7. 病 院 事 業 会 計 予 算	25
8. 漁 業 集 落 排 水 事 業 会 計 予 算	29

一 般 会 計 予 算

令和6年度有田市一般会計予算

令和6年度有田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,777,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日 提出

有田市長 望月良男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 市 税		3,291,408
	1 市 民 税	1,244,314
	2 固 定 資 産 税	1,736,077
	3 軽 自 動 車 税	125,297
	4 市 た ば こ 税	185,000
	5 入 湯 税	720
2 地 方 譲 与 税		90,584
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	18,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	59,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	10,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	3,584
3 利 子 割 交 付 金		1,900
	1 利 子 割 交 付 金	1,900
4 配 当 割 交 付 金		19,600
	1 配 当 割 交 付 金	19,600
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		10,800
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,800
6 法 人 事 業 税 交 付 金		44,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	44,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		600,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	600,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		9,800
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	9,800
9 地 方 特 例 交 付 金		64,200
	1 地 方 特 例 交 付 金	60,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	4,200

款	項	金額
10 地方交付税		3,700,000
	1 地方交付税	3,700,000
11 交通安全対策特別交付金		1,400
	1 交通安全対策特別交付金	1,400
12 分担金及び負担金		50,664
	1 分担金	2,268
	2 負担金	48,396
13 使用料及び手数料		95,121
	1 使用料	76,878
	2 手数料	18,243
14 国庫支出金		2,252,336
	1 国庫負担金	1,260,089
	2 国庫補助金	982,358
	3 委託金	9,889
15 県支出金		1,040,227
	1 県負担金	585,335
	2 県補助金	409,119
	3 委託金	45,773
16 財産収入		16,506
	1 財産運用収入	12,105
	2 財産売却収入	4,401
17 寄付金		4,505,500
	1 寄付金	4,505,500
18 繰入金		4,250,926
	1 基金繰入金	4,250,191
	2 財産区繰入金	735
19 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
20 諸 収 入		308,527
	1 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸付金元利収入	1,405
	4 雑 入	303,121
21 市 債		423,500
	1 市 債	423,500
歳 入 合 計		20,777,000

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 議 会 費		177,989
	1 議 会 費	177,989
2 総 務 費		2,978,988
	1 総 務 管 理 費	2,684,243
	2 徴 税 費	159,483
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	90,537
	4 選 挙 費	30,681
	5 統 計 調 査 費	4,222
	6 監 査 委 員 費	9,822
3 民 生 費		5,166,611
	1 社 会 福 祉 費	3,014,216
	2 児 童 福 祉 費	1,722,509
	3 生 活 保 護 費	429,086
	4 災 害 救 助 費	800
4 衛 生 費		1,665,722
	1 保 健 衛 生 費	1,278,857
	2 清 掃 費	386,865
5 農 林 費		184,725
	1 農 業 費	173,178
	2 林 業 費	11,547

款	項	金額
6 商 工 水 産 費		4,786,803
	1 商 工 費	4,621,305
	2 水 産 業 費	165,498
7 土 木 費		1,675,026
	1 土 木 管 理 費	129,424
	2 道 路 橋 梁 費	740,652
	3 河 川 費	25,680
	4 都 市 計 画 費	503,402
	5 下 水 道 費	84,068
	6 港 湾 費	133
	7 砂 防 費	1,509
	8 住 宅 費	190,158
8 消 防 費		662,821
	1 消 防 費	662,821
9 教 育 費		2,310,532
	1 教 育 総 務 費	339,080
	2 小 学 校 費	618,306
	3 中 学 校 費	521,320
	4 社 会 教 育 費	443,394
	5 保 健 体 育 費	388,432
10 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2
11 公 債 費		1,137,780
	1 公 債 費	1,137,780
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		20,777,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
庁舎長寿命化改修工事監理業務等委託料	令和 7 年 度	5,580千円
庁舎長寿命化改修工事費	令和 7 年 度	212,418千円
電子計算機借上料	令和 7 年 度	4,620千円
	令和 8 年 度	4,620千円
	令和 9 年 度	4,620千円
	令和 1 0 年 度	4,620千円
	令和 1 1 年 度	3,465千円
滞納管理システム借上料	令和 7 年 度	5,060千円
	令和 8 年 度	4,911千円
	令和 9 年 度	4,911千円
	令和 1 0 年 度	4,911千円
	令和 1 1 年 度	3,683千円
地域福祉計画策定委託料	令和 7 年 度	3,300千円
養護老人ホーム長寿荘指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	514,060千円
生活保護システム標準化業務委託料	令和 7 年 度	6,389千円
し尿搬送車購入費	令和 7 年 度	41,800千円
国道42号取付道路整備委託料	令和 7 年 度	151,000千円
県消防救急デジタル無線整備事業負担金	令和 7 年 度	89,347千円

事 項	期 間	限 度 額
小学校情報教育用機器借上料	令和7年度	60,779千円
	令和8年度	60,779千円
	令和9年度	60,779千円
	令和10年度	60,779千円
	令和11年度	25,325千円
学校給食配送車借上料	令和7年度	7,356千円
	令和8年度	7,356千円
	令和9年度	7,356千円
	令和10年度	7,356千円
	令和11年度	7,356千円
市民水泳場指定管理料	令和7年度	79,000千円
	令和8年度	79,000千円
	令和9年度	79,000千円
	令和10年度	79,000千円
	令和11年度	79,000千円

第 3 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清掃センター施設整備事業	116,800	証書借入 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若しく は低利に借り換えることがで きる。
漁港施設整備事業	14,500			
都市下水路整備事業	25,600			
都市計画街路事業	108,000			
消防施設整備事業	135,600			
臨時財政対策債	23,000			

国民健康保険特別会計予算

令和6年度有田市国民健康保険特別会計予算

令和6年度有田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,049,950千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		683,354
	1 国民健康保険税	683,354
2 使用料及び手数料		450
	1 手 数 料	450
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		2,918,630
	1 県 補 助 金	2,918,629
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財 産 収 入		70
	1 財 産 運 用 収 入	70
6 繰 入 金		438,781
	1 一 般 会 計 繰 入 金	348,781
	2 基 金 繰 入 金	90,000
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		8,663
	1 延滞金、加算金及び過料	6,510
	2 雑 入	2,153
歳 入 合 計		4,049,950

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		71,269
	1 総務管理費	67,860
	2 徴税費	3,076
	3 運営協議会費	333
2 保険給付費		2,883,428
	1 療養諸費	2,467,162
	2 高額療養費	394,966
	3 移送費	101
	4 出産育児諸費	19,009
	5 葬祭費	1,950
	6 傷病手当金	240
3 国民健康保険事業費納付金		1,012,846
	1 医療給付費分	695,949
	2 後期高齢者支援金等分	236,303
	3 介護納付金分	80,594
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		74,495
	1 特定健康診査等事業費	56,708
	2 保健事業費	17,787
6 基金積立金		70
	1 基金積立金	70
7 公債費		7
	1 公債費	7
8 諸支出金		3,251
	1 償還金及び還付加算金	3,251
9 予備費		4,583
	1 予備費	4,583
歳出合計		4,049,950

初 島 財 産 区 特 別 会 計 予 算

令和6年度有田市初島財産区特別会計予算

令和6年度有田市の初島財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,196千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000千円と定める。

令和6年2月20日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		4,194
	1 財 産 運 用 収 入	4,194
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		4,196

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総 務 費		4,095
	1 総 務 管 理 費	4,095
2 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		4,196

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

令和6年度有田市介護保険特別会計予算

令和6年度有田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,442,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(会計年度任用職員に係る経費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 保 險 料		648,121
	1 介 護 保 險 料	648,121
2 使 用 料 及 び 手 数 料		81
	1 手 数 料	81
3 国 庫 支 出 金		822,769
	1 国 庫 負 担 金	564,073
	2 国 庫 補 助 金	258,696
4 支 払 基 金 交 付 金		879,208
	1 支 払 基 金 交 付 金	879,208
5 県 支 出 金		481,566
	1 県 負 担 金	449,211
	2 県 補 助 金	32,355
6 財 産 収 入		24
	1 財 産 運 用 収 入	24
7 繰 入 金		583,828
	1 一 般 会 計 繰 入 金	538,828
	2 基 金 繰 入 金	45,000
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		27,002
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	27,001
歳 入 合 計		3,442,600

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		88,801
	1 総 務 管 理 費	58,393
	2 徴 収 費	1,508
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	28,900
2 保 険 給 付 費		3,117,800
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,791,172
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	95,120
	3 そ の 他 諸 費	2,661
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	86,990
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	11,784
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	130,073
3 基 金 積 立 金		1,975
	1 基 金 積 立 金	1,975
4 地 域 支 援 事 業 費		230,019
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	136,206
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	14,927
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	78,482
	4 そ の 他 諸 費	404
5 諸 支 出 金		3,005
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,005
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,442,600

後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度有田市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度有田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ954,006千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月20日 提出

有田市長 望 月 良 男

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 後期高齢者医療保険料			387,630
	1 後期高齢者医療保険料		387,630
2 使用料及び手数料			60
	1 手 数 料		60
3 繰 入 金			564,090
	1 繰 入 金		564,090
4 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
5 諸 収 入			2,225
	1 延滞金、加算金及び過料		40
	2 償還金及び還付加算金		1,630
	3 雑 入		555
歳 入 合 計			954,006

歳 出		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 総 務 費			16,363
	1 総 務 管 理 費		15,469
	2 徴 収 費		894
2 後期高齢者医療広域連合納付金			935,712
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		935,712
3 諸 支 出 金			1,631
	1 償還金及び還付加算金		1,631
4 予 備 費			300
	1 予 備 費		300
歳 出 合 計			954,006

上 水 道 事 業 会 計 予 算

令和6年度有田市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度有田市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	12,700 戸
(2) 年間総給水量	4,900,000 m ³
(3) 一日平均給水量	13,425 m ³
(4) 主な建設改良事業	配水管布設・布設替事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	497,586 千円
第1項 営業収益	472,525 千円
第2項 営業外収益	25,061 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	465,524 千円
第1項 営業費用	428,681 千円
第2項 営業外費用	35,843 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 325,298千円は、当年度分損益勘定留保資金 170,645千円、建設改良積立金 112,602千円、減債積立金 20,000千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,051千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	62,139 千円
第1項 企業債	55,000 千円
第2項 出資金	1 千円
第3項 国庫補助金	1 千円
第4項 補償金	7,137 千円

支 出	
第1款 資本的支出	387,437 千円
第1項 建設改良費	273,799 千円
第2項 企業債償還金	113,638 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収等包括業務委託料	令和7年度	43, 648千円
	令和8年度	43, 648千円
	令和9年度	43, 648千円
	令和10年度	43, 648千円
	令和11年度	43, 648千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	千円 55,000	証書借入 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる公的資金について、利率 の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借り換えることができ る。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 72,220 千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、240千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,970千円と定める。

令和6年2月20日 提出

有田市長 望月良男

病 院 事 業 会 計 予 算

令和6年度有田市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度有田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務量)

第2条 許可病床数は157床と定める。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病 院 事 業	収 益	428, 267 千円
第1項	医 業 外	収 益	428, 267 千円
	支	出	
第1款	病 院 事 業	費 用	587, 096 千円
第1項	医 業	費 用	575, 634 千円
第2項	医 業 外	費 用	10, 462 千円
第3項	予 備	費	1, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資本的収入	1,790,820 千円
第1項	企業債	1,554,700 千円
第2項	一般会計出資金	34,758 千円
第3項	一般会計負担金	190,248 千円
第4項	その他負担金	11,114 千円
支 出		
第1款	資本的支出	1,770,149 千円
第1項	建設改良費	1,575,506 千円
第2項	企業債償還金	64,643 千円
第3項	退職手当償還金	130,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新有田市立病院建設 工事監理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	77,792 千円
新有田市立病院建設 工事費	令和7年度から 令和8年度まで	6,808,257 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新有田市立病院 建設事業	千円 1,554,700	証書借入 又は 証券発行	年3.5%以内	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,557,154千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との相互流用 5,000千円

令和6年2月20日 提出

有田市長 望月良男

漁業集落排水事業会計予算

令和6年度有田市漁業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度有田市漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	90 戸
(2) 年間有収水量	18,500 m ³
(3) 一日平均有収水量	51 m ³
(4) 主な建設改良事業	処理施設の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 漁業集落排水事業収益	78,470 千円
第1項 営業収益	2,488 千円
第2項 営業外収益	75,982 千円
支 出	
第1款 漁業集落排水事業費用	52,485 千円
第1項 営業費用	44,228 千円
第2項 営業外費用	6,723 千円
第3項 特別損失	34 千円
第4項 予備費	1,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 34,457千円は、当年度分損益勘定留保資金 8,472千円、利益剰余金 25,985千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	7,405 千円
第1項 負 担 金	1 千円
第2項 補 助 金	7,404 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	41,862 千円
第1項 建 設 改 良 費	7,404 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	34,458 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、次のとおりと定める。

(1) 未収金	414 千円
(2) 未払金	6,413 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との相互流用

(他会計からの補助金)

第7条 収支不足に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、67,108千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、資本的収支不足額に対する補てん財源として次のとおり処分する。

(1) 資本的収支不足額に対する補てん財源 25,985 千円

令和6年2月20日 提出

有田市長 望 月 良 男

